

上場制度整備懇談会  
第12回 議事要旨

1. 日時：平成20年2月12日（火）午後1時00分から午後3時00分まで
2. 場所：東京証券取引所会議室
3. 議題：
  - (1) 「議決権種類株式の上場制度に関する報告書」の公表について
  - (2) 上場諸規則に対する実効性確保手段の整理について  
上場制度整備の具体案整理について  
プログラム2007の改訂について
4. 議事要旨：
  - (1) 「議決権種類株式の上場制度に関する報告書」の公表についての意見
    - ・ 特になし。
  - (2) 上場諸規則に対する実効性確保手段の整理について

上場制度整備の具体案整理についての意見

- ・ 東証が資本市場に対して強いメッセージを発するためのひとつの手段として上場会社に対する金銭的処分を課す制度を整備することには意義があると思う。
- ・ 上場会社に対する金銭的処分の対象は上場契約違反を対象とすることで良いと思う。
- ・ 上場会社に対する金銭的処分の名称には上場契約に違反するということを明示し、かつ契約遵守の重要性を示すために「違約金」などの名称をつけるほうが良い。
- ・ 上場契約を法的性格から見たとき、例えば契約違反で被ったマーケットの信用低下などによる損害賠償の可能性を排除せず、損害賠償の予定という位置づけで整理することが望ましいと思う。その場合、東証が被る損害の内容を整理する必要がある。
- ・ 上場会社に対する金銭的処分の制度には企業行動規範違反など適時開示違反以外にも適用できるようにする方が良い。
- ・ 上場会社に対する金銭的処分の制度にはバスケット条項を盛り込んだほうが良い。
- ・ バスケット条項を盛り込むのであれば、金銭的処分を適用する場合の紛争解決手段を予め準備しておいた方が良いのではないか。
- ・ 上場会社が市場に及ぼす影響（時価総額）に応じて上場会社に対する金銭的処分の金額水準を定めることが、上場規則の実効性確保という観点からも良いと思う。

- ・ 上場会社に対する金銭的処分の制度が「お金を払えば良いのか」というメッセージに誤解されないように注意する必要がある。
- ・ 上場廃止基準のうち東証が実質基準に基づき最終的に判断して上場廃止を適用する場合の決定プロセスに上場会社による意見陳述の機会を加えるのであれば、公開とするか、もしくは非公開とする場合は議事録を作成し、その議事録の公表を必須とするなど慎重な運用が必要である。
- ・ 東証において上場廃止になった後も継続して日本証券業協会のフェニックス銘柄として取り扱われる場合、すなわち上場廃止後も流通機会が確保される場合のみ、それまでの間の継続的な流通の場の提供を目的として整理銘柄指定期間を若干延長しても良いと思うが、基本的にその指定期間を延長しなくても良いと思う。

#### プログラム2007の改訂についての意見

- ・ 東証と上場会社の監査役との連携という発想は良いと思うが、各上場会社の監査役との直接的なやりとりは困難であると思うので、監査役協会に東証の要望を伝えることから始めるのが良いのではないか。
- ・ 企業行動規範を守ることが上場会社にとっての利益となるという利潤動機を伝えることが企業行動規範の実効性確保手段としては有効なのではないか。

以上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

- 問合せ先 -

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

TEL : 03 - 3666 - 0141 (大代表)